年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 12 件

宮城国民年金 事案 1155

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

昭和 50 年3月にA県にあるB事業所を退職し、同年4月にC県D市の実家に戻った。その後は、E事業所でアルバイトをしていたが、同年12月に結婚した。

父親はまじめな性格で、その父親から「国民年金は納めらんなねもんだ。」、「納めたからな。」という言葉を聞いていた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は D市に居住していた婚姻前の昭和 50 年 11 月 29 日に旧姓で払い出されて いることが確認できることから、申立人の父親が国民年金の加入手続をし たとする申立人の主張に不合理な点は見当たらない上、申立期間の保険料 は加入手続をした時点では現年度納付することが可能であり、加入手続を 行いながら保険料を納付しないというのも不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月

② 昭和43年10月から44年5月まで

昭和60年11月に国民年金に再加入した際に、A町(現在は、B市)の年金係から「保険料の未納期間がある。」と教えられ、61年3月7日に未納期間分の保険料として2万220円を一括納付した。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間である上、A町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間①以前の申立人及びその妻の国民年金保険料は同一日に納付されており、夫婦の保険料を一緒に納付していた状況がうかがえるところ、妻の昭和41年7月の保険料は納付されていることから、申立人の保険料のみが納付されていないのは不自然である。

一方、申立期間②については、A町の上記名簿によれば、申立人は昭和41年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後当該期間に被保険者資格を再取得したことは確認できないことから、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が昭和 61 年 3 月 7 日に申立期間の保険料として納付したと主張している 2 万 220 円は、同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月の保険料に相当し、オンライン記録上も、同期間の保険料が同年 3 月 7 日に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料ではないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの期間及び同年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年3月まで

② 昭和39年9月から40年3月まで

私は、昭和 37 年ごろ国民年金に加入し、毎月、勤め先まで集金に来た人に国民年金保険料を納付していた。年金記録では未納期間が2回あるとされているが、未納となるような原因が考えつかない。申立期間の前後は保険料を納付していることから、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然であり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は5か月、申立期間②は7か月と短期間である上、申立人は 申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付 している。

また、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間①の直前の昭和38年10月、及び37年12月から38年3月までの国民年金保険料は39年12月16日に過年度納付されていることが確認でき、その時点では申立期間①及び②の保険料については現年度及び過年度納付することが可能であったと考えられる上、当該過年度納付日は、申立期間②の期間に含まれていることから、過年度納付をしていながら、現年度納付が可能である申立期間②の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は昭和 44 年 6 月に婚姻のためB町に転居するまでは、 勤め先に住み込みで働いていたと述べており、その間は生活状況に特段の 変化があったこともうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 49 年 11 月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで 私は、昭和49年3月12日から同年10月31日までA社に勤務し、同 年11月1日からB社で継続して勤務していた。A社での厚生年金保険 の資格喪失日が同年10月31日とされているのは事務手続の誤りなので 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事カード、C健康保険組合の健康保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和49年11月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和49年10月の定時決定に係る記録から、8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係

る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成 16 年 11 月 1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年 11 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月1日から17年4月1日まで 私のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間につい ては年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、この期間も給 与から厚生年金保険料を控除されている。給料明細書もあるので記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員の給料一覧表及び申立人が所持する給料明細書から、申立人は、当該事業所に平成16年11月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額及びオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月5日に、同社B事業所における資格喪失日に係る記録を43年3月1日に訂正し、標準報酬月額については、31年7月を1万円、43年2月を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月31日から同年8月5日まで

② 昭和43年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和25年から56年までA社及び同社系列会社に途中退社することなく勤務していたが、申立期間について厚生年金保険に未加入期間が生じているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の社史及び同僚の証言から判断すると、申立 人は、同社に継続して勤務し(昭和 31 年8月5日にA社から同社C営業 所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

なお、申立人の被保険者資格喪失日については、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年8月5日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和31年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、

1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録、A社の社史及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 43 年 3 月 1 日にA社B事業所から同社D事業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和 43 年1月のオンライン記録から、4万2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和23年6月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月から同年12月までは1,200円、24年1月から同年6月までは2,000円、同年7月から25年11月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月13日から25年12月1日まで 私は、船舶Bに昭和23年6月13日から26年12月3日まで乗ってい たが、船員保険の加入記録では資格取得日が25年12月1日になってい るので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によれば、申立人が乗っていたとする船舶B(所有者は、A)における雇入年月日は昭和23年6月13日、雇止年月日は26年12月3日であることが確認できる。

また、当該手帳の船員保険関係のページには、船員保険の資格取得年月日が昭和23年6月13日と記載されている上、24年1月1日及び同年7月1日付けの標準報酬月額改定に関する記載並びに船舶所有者の氏名の記載及び押印があることが確認できる。

さらに、昭和24年12月5日に船員保険の被保険者資格を取得した同僚は、申立人は、自分の船員手帳の船員保険関係のページにも同日が資格取得日として記載されており、自分が乗船する前から当該船舶で勤務していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳の標準報酬月額の改定の記録から、昭和23年6月から同年12月までは1,200円、24年1月から同年6月までは2,000円、同年7月から25年11月までは4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は所在が不明であり、当時の関係書類について確認することができない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成元年6月16日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月17日から同年6月16日まで 厚生年金保険加入期間について照会したところ、平成元年5月17日 にA社で資格喪失、同年6月16日にB社で資格取得となっており、申 立期間が未加入となっていた。

両社は関連会社であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録、出向に関する覚書、雇用保険の加入記録及び健康保険組合発行の健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、申立人の同社における資格喪失日は平成元年6月16日と記録されているところ、同社において社会保険関係事務を行っていた同僚は、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社における被保険者資格を平成元年6月16日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年4月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和 29 年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30 年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から30年5月1日まで 昭和29年8月から30年春ごろまで、会社名ははっきり思い出せない が、B港の近くにあった会社に勤務した期間の厚生年金保険加入期間に ついて照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかっ たとの回答をもらった。

私の名前は、別の読み方で呼ばれる事もあった。また、2、3歳くらい年齢を偽って勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年8月から30年春ごろまで、B港の近くにあった会社に勤務していたと主張しているところ、C市D町に所在するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が同じで、生年月日が異なる者が、厚生年金保険被保険者資格を29年8月1日に取得し、30年5月1日に喪失した旨の記録が確認できる。

当該被保険者資格記録については、i)申立人の事業所の名称に関する記憶は曖昧であるものの、事業所の所在地がほぼ一致すること、ii)生年月日が約3年相違するものの、申立人は、2、3歳くらい若い年齢を言って勤務していたと思うとしていること、iii)加入期間が、申立人が勤務したと説明する期間とほぼ一致することから、申立人に係る被保険者資格記

録であると認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和29年8月1日に取得し、30年5月1日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

宮城国民年金 事案 1153

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

20 歳の時から国民年金に加入し、母親が保険料を納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、昭和61年4月1日とされており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、上記被保険者名簿は、昭和 61 年4月9日に作成されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年4月ごろに行われたものと推測されるところ、申立期間当時、申立人は大学生であり、国民年金の任意加入に該当することから、さかのぼって被保険者資格を取得することができないため、加入時の同年4月に申立期間の保険料を納付することはできず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1154 (事案 588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年9月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料納付記録について照会した ところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をも らった。

私は、昭和43年12月に会社を退職する際に、会社の事務担当者から すぐに国民年金に加入するように言われて、結婚するまでの国民年金保 険料を納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月 30 日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない期間であること、ii)保険料を納付した場所及び金額に関する申立人の記憶が曖昧であること、iii)ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の主張に変更されている点は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1158

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 50 年 3 月まで 私は、昭和 45 年 12 月ごろにA市役所で国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、勤務先の近くにあったB郵便局か、たまに、C銀行D支店又は同銀行E支店で 6,000 円から 7,200 円の間ぐらいの金額を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、 50年11月21日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申 立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民 年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たら ない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月、勤務先の近くにあった郵便局で納付していたと主張しているが、郵便局の窓口でA市の公金収納を開始したのは、平成 19 年4月からである上、納付金額も当時の保険料額と大きく異なっており、申立人の主張は、当時の納付方法等と合致しない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月19日から25年1月16日まで

② 昭和 26 年 12 月 28 日から 27 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間について、A氏所有(後にB氏所有)の船舶Cに乗船していた。

船員手帳に雇入れと雇止めの記録があるので、申立期間について船員 保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の乗船状況等に関する記憶、申立人が所持している船員手帳の記載及び当時の事業主の息子の証言等から、申立人は申立期間①及び②についてA氏が所有する船舶Cに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、オンライン記録によると、A氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは昭和 25 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、船員保険被保険者名簿上、申立期間①当時乗船していたと思われる同僚 46 人の船員保険被保険者の資格取得日は、当該船舶所有者が船員保険の適用を受けた昭和 25 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、船員手帳に記載されている船長及び 申立人が記憶している同僚は船員保険に加入している記録が見当たらない 上、船長は既に死亡していることから申立期間①当時の船員保険の加入状 況等について証言を得ることができない。

申立期間②については、船員保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 5 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得した 46 人のうち船員手帳に記載されている船長及び申立人が記憶している同僚 1 人を含め 9 人が申立人と

同様に 26 年 12 月 28 日に資格を喪失しており、ほかの 37 人は申立人よりも前に資格を喪失していることが確認できる上、船長は既に死亡していることから申立期間②当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

また、船舶Cに乗船したと思われる同僚8人に申立人の乗船状況等について照会したところ、回答のあった6人のうち3人は申立人と一緒に乗船していたが、具体的な乗船期間は不明としているところ、ほかの3人は申立期間について乗船していなかったと回答していることから、申立人が乗船していた期間を特定することはできなかった。

さらに、事業主の息子は当時の関係資料が無く船員保険関係については、 不明であると回答している上、事業主は既に死亡していることから当時の 船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の当該期間に係る船員保 険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年8月27日まで 私は、申立期間にA社で勤務していた。当時慰安旅行した時の写真も あり、勤務していたのは確かなので申立期間を厚生年金保険の加入期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等に関する詳細かつ具体的な記憶から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は当時の資料を保存していないことから申立人の 勤務状況、厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明であると回 答している。

また、申立人から聴取しても同僚の氏名等に関する記憶が定かでない上、 所持している慰安旅行写真に写っている同僚についても氏名等を思い出せ ないことから、当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録から申立人と一緒に勤務していたと思われる元 同僚9人に当時の勤務状況等について照会したところ、回答のあった8人は、いずれも申立人を覚えていないと回答しているほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人が勤務していた期間を特定することができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に 厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たら ない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 6 日から 25 年 1 月 9 日まで 私は、申立期間について A 氏が B 氏から買い取った船舶 C に 1 年契約 だったが、8 か月ぐらい乗船していた。

船員手帳と運輸省船員局(当時)が発行した乗船履歴証明書に雇入れ と雇止めの記録があるので、申立期間を船員保険の加入期間として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の乗船状況等に関する記憶、申立人が所持している船員手帳の記載及び運輸省船員局が発行した乗船履歴証明書等から、申立人は申立期間について船舶Cに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、法務局が保管している船舶登記簿によると船舶Cは、昭和 25 年 4 月 17 日に売買が成立し、同年 7 月 21 日に B 氏から A 氏に所有権移転の登記がされていることが確認できる上、オンライン記録から A 氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは同年 5 月 20 日であることが確認できる。

また、事業主の孫は、申立期間当時の資料が保存されていないため、船員保険関係等については、何も分からないと回答しているほか、祖父と父親は既に亡くなっていると述べていることから、当時の船員保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、船員手帳に記載されている船長及び 申立人が記憶している同僚3人は、申立期間について船員保険の加入記録 が見当たらない上、船長は亡くなっており、同僚3人のうち2人は高齢及 び入院加療のため当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることが できない。

加えて、船員保険の適用船舶所有者であるB氏の船員保険被保険者名簿を見ると、摘要欄に昭和24年7月14日に船舶Cから船舶Dに船名変更の記載が認められ、同年7月1日に48人が船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できるが、申立人及び船長の氏名は見当たらない上、E団体ではB氏は既に亡くなっていると思うと述べていることから当時の乗船状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から48年10月まで

② 昭和50年4月から51年8月まで

③ 昭和51年9月から54年6月まで

申立期間①については、公共職業安定所の紹介で、A社に入社し、同社のB営業所で事務員として勤務した。

申立期間②については、公共職業安定所の紹介で、C社に入社し、事務員として勤務した。

申立期間③については、パート従業員としてD事業所に勤務し、販売を担当していた。勤務時間は9時30分から18時30分までのフルタイムであったため、自動的に厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていた。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B営業所の元責任者の証言から、申立人が、 同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該営業所の元責任者は、厚生年金保険に加入していたはずであるとしているものの、給与の支給には関与しておらず、A社は、社員の厚生年金保険の加入手続は本社が一括して行っていたと回答している。

また、A社では、申立期間①当時の資料等は無く、申立人に係る雇用の事実及び厚生年金保険の加入記録は確認できないとしている上、当時を知る者も既に亡くなっているとしていることから、当該期間当時の証言を得ることができない。

さらに、申立人は一緒に勤務したとする同僚の女性の氏名について、姓

しか記憶しておらず、A社B営業所の元責任者に照会したが当該同僚の女性については覚えがないと回答している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において当該姓の女性は見当たらない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録 において、申立人の加入記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶するC社E営業所の元所長及び元社員の証言から、申立人が同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社が、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であった 記録は見当たらない上、同社の元事業主及び同社E営業所の元所長は、申 立期間②が含まれる期間は、国民年金に加入しており、厚生年金保険に加 入していた記録は見当たらない。

また、C社E営業所の元所長は、申立期間②当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無いと回答している。

申立期間③について、D事業所の複数の元同僚の証言から、申立人が、 同店に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「パートの期間は厚生年金保険には加入しておらず、加入したのは社員になるための試験に合格した後であった。」と述べている。

さらに、D事業所に勤務した従業員の記録を保管するF社は、健康保険組合や企業年金連合会の記録を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入については不明であると回答している。

加えて、F社は、従業員について社員コード番号により勤務の事実等を確認できるとしているが、申立人は社員コード番号についても覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保 険被保険者として、労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 明治44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年12月1日まで

② 昭和20年7月31日から21年8月まで

私は、昭和 16 年にA社B工場の設立に参加し、同工場に入社した。 当時は総務主任として勤務し、21 年8月に同工場が解散するまで給料 をもらっていた。

厚生年金保険の加入記録が昭和 18 年 12 月 1 日から 20 年 7 月 31 日までであるのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、当時の労働者年金保険制度は、 工場等の事業所に使用される男子筋肉労働者が適用対象者とされており、 申立人及び同僚は、申立人の業務は事務職であったと証言していることか ら、申立人は労働者年金保険の適用対象とはならなかったものと考えられ る。

申立期間②について、当時のA社は、昭和21年8月10日に解散している上、現在のC社に照会したところ「一度解散しているため当時の書類は無く不明である。」と回答していることから当時の状況について確認することはできない。

また、当該事業所は昭和20年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立 期間①に係る労働者年金保険料及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から32年2月25日まで

私は、中学校を卒業後、昭和 29 年4月からA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が 32 年2月からになっているので、採用された 29 年4月からの加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は既に死亡していることから、当該事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚に照会したところ、申立人が勤務していたことを覚えているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

さらに、当該事業所の複数の元同僚の回答から判断すると、これらの元同僚は、勤務を開始したとする時期から、数か月から3年程度経過した後に厚生年金保険の被保険者となっている上、当該元同僚の一部は、採用後一定期間経過後に厚生年金保険に加入したと回答していることから、当時の事業主は、すべての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年4月1日まで 私は、昭和40年4月にA社に入社し、同年6月から41年3月まで勤 務した。

昭和 41 年1月に業務中のけがで入院し、休業補償を受けたことがあったことから、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、 申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 41 年9月1日から 43 年1月 31 日までとなっている上、41 年春ごろに当該事業所に入社した同僚は、申立人が業務中に受傷したことを記憶していたことなどから、当該受傷時期は申立期間より後であったことがうかがわれる。

また、申立人は、当該事業所において雇用保険の加入記録がある期間の一部(昭和41年4月から42年11月までの期間)については、国民年金に加入し申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、申立期間後の昭和44年2月17日に払い出されており、申立期間における記号番号の払出しは確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所は、昭和 57 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡して

おり、当該事業所を継承した事業主は、関係資料を保存していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年4月1日まで 私は、平成6年9月1日から8年4月1日までA社B営業所で、営業 や現場管理の仕事をしていた。入社後、年金手帳を同社本社(現在は、 A社C支店)に提出した記憶があるため、厚生年金保険に加入していた と思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B営業所に勤務していたとしているところ、事業主から提出された社員名簿によると、申立人は、平成6年10月3日に入社し、7年4月20日に退職したことが確認できる。

また、この記録は、雇用保険の加入記録とも一致しており、申立期間の うち平成6年9月1日から同年10月2日までの期間及び7年4月21日か ら8年4月1日までの期間における勤務実態は確認することができない。

さらに、事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、平成6年10月3日から7年4月20日までの期間については、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時は、勤務期間や営業成績などにより、営業社員の厚生年金保険の加入の取扱いを決めていた旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月10日から36年5月20日まで 私は、中学校を卒業した昭和27年4月ごろからA社に見習として勤務したが、勤務条件等の理由から、申立期間はB社に見習として勤務した。

A社で勤務した期間については厚生年金保険に加入していなかったことを覚えているが、B社では厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がB社に 見習として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社に見習として昭和 27 年 4 月ごろから 34 年 2 月ごろまで勤務し、申立期間については、B社において見習として勤務し、その後、見習の期間が終了した 37 年 5 月 8 日から定年退職する平成 9 年 8 月 1 日までの期間は、A社に勤務したが、見習期間については厚生年金保険に加入していなかったと記憶している旨の証言をしているところ、申立人は、昭和 37 年 5 月 8 日にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿でも、申立人の同記号番号は、A社において同年 5 月 21 日に払い出されたことが確認でき、このほかに別の記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は、「申立人の厚生年金保険の加入については分からないが、申立人は、B社で見習として勤務していたことは覚えている。B社とA社は事業主が親戚関係にあったことから、申立人の給料はA社から支給されていたと思っていた。」としており、申立人に係る厚

生年金保険の加入及び保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。 さらに、B社は、平成9年12月27日に厚生年金保険の適用事業所では なくなっており、事業主の親族は、「当時の人事記録及び社会保険関係書 類等は廃棄した。」としていることから、申立人の申立期間における厚生 年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原 票においても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確 認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②から⑪までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年から35年までのうち、6か月から 1年の期間

- ② 昭和49年1月25日から同年4月1日まで
- ③ 昭和51年3月22日から同年4月21日まで
- ④ 昭和51年12月31日から52年4月21日まで
- ⑤ 昭和 52 年 11 月 30 日から 53 年 8 月 1 日まで
- ⑥ 昭和53年12月31日から54年1月13日まで
- ⑦ 昭和 54 年 11 月 30 日から 55 年 4 月 4 日まで
- ⑧ 昭和56年3月28日から同年4月1日まで
- ⑨ 昭和 57 年 2 月 27 日から同年 4 月 12 日まで
- ⑩ 昭和58年3月4日から同年8月21日まで
- ① 昭和58年11月30日から59年5月14日まで

申立期間①については、A事業所の船舶Bに6か月から1年程度乗船 し、給与から船員保険料が控除されていたと思う。申立期間②から⑪ま でについては、C社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されてい たと思うので、申立期間を船員保険及び厚生年金保険の加入期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、乗船したとする船舶Bの船舶所有者は、「A」事業所であったとしているが、船舶所有者名簿によると、D社が船

舶所有者となっており、当該事業主の長女は、「D社の屋号は、『E』であった。」としていることから、申立人は、「E」事業所を類似した名称の「A」事業所と記憶していたことがうかがわれる。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、申立人を記憶していない上、 当該船舶所有者に係る船員保険の被保険者記録が確認できた6名に照会し たが、回答のあった2名も申立人を記憶していないとしていることから、 申立期間①当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間①当時に乗船した際の船長を特定することができない上、事業主は既に亡くなっているほか、事業主の長女は、「会社は昭和59年に倒産し、関係資料は一切残っていない。」としており、船員保険の加入状況について確認することができない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②から⑪までについて、申立人は、雇用保険の加入記録から、 C社に当該期間のうち一部の期間については勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人は、確かに勤務していたが、勤務期間は不明である。健康保険は、F国民健康保険に加入していたが、申立人は日雇労働者であったので、当社では厚生年金保険の加入該当者ではなく、保険料も控除していなかった。厚生年金保険に加入していたのは、社員のみであった。会社は既に倒産しており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保存していない。」としている。

また、元事業主及び申立人の元上司から、「当社には、申立人の弟も勤務していた。」との証言が得られたが、オンライン記録において申立人の弟を特定することができず、住所が不明であることから、申立期間②から⑪までの申立人の勤務状況等を確認することができなかった。

さらに、申立人の同僚を特定することができず、申立人の勤務状況等についての証言が得られなかった。

加えて、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立期間②から ⑪までに申立人の氏名は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番は無 い。

このほか、申立人の申立期間②から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から⑪までに係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 16 日まで 私は、昭和 45 年 3 月に高等学校を卒業後、すぐにA事業所に事務員 として採用され、52 年 3 月 15 日まで勤務した。

A事業所から健康保険証を渡されていたことから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 1月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 15 日までの期間、 B国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人が記憶する同僚は、「A事業所で勤務していた際は、B国民健康保険に加入しており、国民年金に加入して保険料を納付していた。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月18日まで 私は昭和18年4月1日、学校を卒業と同時に14歳でA社に就職した が、20年3月*日か*日ごろ会社は工場、本社ともに空襲を受けて全 壊し、その後、会社からは連絡が無かったので、会社は消滅したものと 思い、すぐに実家に帰った。

申立期間は脱退手当金支給済期間とされているが、実家に帰って以降、 一度も会社に行ったことは無く、脱退手当金は受け取るはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給決定日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文が具体的に記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも脱退手当金が支給されたことが記載されていることから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。